

札幌市都市公園条例等の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市都市公園条例等の一部を改正する条例

(札幌市都市公園条例の一部改正)

第1条 札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項第2号中「又は映画」を「、映画等」に改める。
- (2) 別表1中「又は映画」を「、映画等」に改め、「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。
- (3) 別表4 1の表中

「		「
260円		290円
130円		140円
80円		90円
2,600円		2,900円
1,300円		1,400円
800円		880円
25,800円		28,500円
15,000円		16,500円
51,500円	を	56,800円
31,100円		34,300円
7,700円		8,500円
25,800円		28,500円
15,000円		16,500円
」		」

3,900 円
12,900 円
7,400 円
1,900 円
390 円

」

4,300 円
14,200 円
8,200 円
2,100 円
430 円

」

「

3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円
1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円
130 円	
520 円	
1,300 円	
80 円	
320 円	
800 円	
110 円	
70 円	
38,600 円	96,600 円
19,300 円	48,300 円
19,300 円	57,900 円
9,700 円	29,000 円

」

「

3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円
1,900 円	3,800 円
940 円	1,900 円
140 円	
570 円	
1,400 円	
90 円	
350 円	
880 円	
120 円	
80 円	
42,600 円	106,500 円
21,300 円	53,300 円
21,300 円	63,900 円
10,700 円	32,000 円

」

を

に改め、

同表厚別公園競技場の項中

「

390 円	
190 円	

「

430 円	
210 円	

120 円	
3,900 円	
1,900 円	
1,200 円	
78,000 円	入場料総額 の 1 割相当 額
46,000 円	入場料総額 の 6 分相当 額
39,000 円	最高入場料 の 190 人分
23,000 円	最高入場料 の 120 人分
260 円	
130 円	
80 円	
2,600 円	
1,300 円	
800 円	
32,000 円	
18,400 円	
4,800 円	
16,000 円	
9,200 円	
2,400 円	
3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円

を

130 円	
4,300 円	
2,100 円	
1,300 円	
86,000 円	入場料総額 の 1 割相当 額
50,700 円	入場料総額 の 6 分相当 額
43,000 円	最高入場料 の 190 人分
25,400 円	最高入場料 の 120 人分
290 円	
140 円	
90 円	
2,900 円	
1,400 円	
900 円	
35,300 円	
20,300 円	
5,300 円	
17,600 円	
10,100 円	
2,600 円	
3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円

に改め、

1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円
540 円	
320 円	
320 円	
5,400 円	
3,200 円	
3,200 円	

1,900 円	3,800 円
940 円	1,900 円
600 円	
350 円	
350 円	
6,000 円	
3,500 円	
3,500 円	

」

」

同表農試公園屋内広場の項中

「

「

390 円
390 円
390 円
230 円
230 円
230 円
130 円
130 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円
11,200 円
16,700 円

を

430 円
430 円
430 円
250 円
250 円
250 円
140 円
140 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円
12,400 円
18,400 円

に改め、別表 4 4 の表中

22,300 円
27,800 円
39,100 円
50,100 円

」

24,600 円
30,700 円
43,100 円
55,300 円

」

「

390 円
2,300 円
130 円
750 円
1,000 円
1,500 円
2,500 円
3,500 円
5,100 円
390 円
2,300 円
130 円

」

「

430 円
2,600 円
140 円
840 円
1,100 円
1,700 円
2,800 円
3,900 円
5,700 円
430 円
2,600 円
150 円

」

を

に改め、別表 4 6 の表野外美術

館の項中

「

個人	観覧 1 人 1 回につき	700 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで は、100 円)	中学生、小学生 及び小学校入 学前の者は、無 料とする。
団体 (20 人以上)		630 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで	

は、90 円)

を
「

個人	一般	観覧 1 人 1 回につき	800 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで は、100 円)	(1) 中学生、小 学生及び小 学校入学前 の者は、無料 とする。 (2) 「団体」と は、団体を構 成する者(高 校生等及び 前号に規定 する者を除 く。)の総数 が 20 人以上 のものをい う。
	高校生、 大学生及 びこれら に準ずる 者(以下 この表に おいて 「高校生 等」とい う。)		400 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで は、100 円)	
団体	700 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで は、90 円)			

に改め、同表屋内美術館の項中

「

所 蔵 品 展	個人	観覧 1 人 1 回につき	200 円	
	団体 (20 人以上)		180 円	
特別展	個人	1,500 円を上限 としてその都		
	団体 (20			

」

	人以上)		度市長が定める額	
--	------	--	----------	--

を
「

所蔵品展	個人	一般	観覧1人1回につき	350円	「団体」とは、団体を構成する者（高校生等を除く。）の総数が20人以上のものをいう。
		高校生等		150円	
	団体			300円	
特別展	個人	3,000円を上限としてその都度市長が定める額			
	団体				

に改め、同表野外ステージの項中

46,000円		51,300円	
46,000円		51,300円	
92,000円	を	102,500円	に改め、同表中
184,000円		205,100円	
368,000円		410,200円	

1,100円	1,200円
1,100円	1,200円
1,600円	1,800円

2,100 円
3,700 円
3,700 円
5,600 円
7,400 円
11,100 円
11,100 円
16,700 円
22,200 円
1,300 円
1,300 円
1,900 円
2,500 円
18,500 円
18,500 円
27,800 円
37,000 円
18,500 円
18,500 円
27,800 円
37,000 円
37,000 円
37,000 円
55,600 円
74,000 円
74,000 円
74,000 円
111,200 円

2,300 円
4,100 円
4,100 円
6,200 円
8,200 円
12,400 円
12,400 円
18,600 円
24,700 円
1,400 円
1,400 円
2,100 円
2,800 円
20,600 円
20,600 円
31,000 円
41,200 円
20,600 円
20,600 円
31,000 円
41,200 円
41,200 円
41,200 円
62,000 円
82,500 円
82,500 円
82,500 円
123,900 円

148,000 円
800 円
800 円
1,200 円
1,600 円
400 円
400 円
530 円
1,600 円
1,600 円
2,100 円
400 円
400 円
520 円
2,400 円
2,400 円
3,100 円
300 円
300 円
390 円
2,400 円
2,400 円
3,100 円
250 円
250 円
330 円
3,000 円
3,000 円

を

165,000 円
900 円
900 円
1,300 円
1,800 円
450 円
450 円
600 円
1,800 円
1,800 円
2,300 円
450 円
450 円
600 円
2,700 円
2,700 円
3,500 円
350 円
350 円
450 円
2,700 円
2,700 円
3,500 円
300 円
300 円
350 円
3,300 円
3,300 円

に、「3,600 円、」を「4,000 円、」

3,900 円
320 円
320 円
420 円
3,200 円
3,200 円
4,200 円
5,100 円
1,100 円
2,700 円
2,700 円
3,600 円
5,300 円
1,600 円
1,600 円
2,200 円
3,200 円

4,300 円
350 円
350 円
450 円
3,600 円
3,600 円
4,700 円
5,700 円
1,200 円
3,000 円
3,000 円
4,000 円
5,900 円
1,800 円
1,800 円
2,500 円
3,600 円

」 」

に、「2,200 円と」を「2,500 円と」に、「2,700 円、」を「3,000 円、」に、「1,600 円と」を「1,800 円と」に改め、別表4 7の表中

「 「

単位	金額
1 人 1 回につき	360 円

を

単位		金額
一般	1 人	450 円
高校生、中学生、小学生、小学校入学前の者及び高齢者	1 回につき	200 円

1人1回につき	130円
---------	------

1人1回につき	150円
---------	------

に改め、別表4 8の表中

56,800円
56,800円
94,500円
197,700円
68,200円
68,200円
113,400円
237,200円
51,100円
51,100円
85,100円
177,900円
61,300円
61,300円
102,100円
213,500円
45,400円
45,400円
75,600円
158,200円
54,500円
54,500円
90,700円
189,800円

60,600円
60,600円
101,100円
211,200円
72,700円
72,700円
121,300円
253,400円
54,500円
54,500円
91,000円
190,100円
65,400円
65,400円
109,200円
228,100円
48,500円
48,500円
80,900円
169,000円
58,200円
58,200円
97,100円
202,800円

39,800 円
39,800 円
66,200 円
138,400 円
47,800 円
47,800 円
79,400 円
166,100 円
30,400 円
30,400 円
50,800 円
106,000 円
36,500 円
36,500 円
61,000 円
127,200 円
22,800 円
22,800 円
38,100 円
79,500 円
27,400 円
27,400 円
45,700 円
95,400 円
9,300 円
9,300 円
15,400 円
32,300 円

を

42,400 円
42,400 円
70,800 円
147,800 円
50,900 円
50,900 円
85,000 円
177,400 円
32,500 円
32,500 円
54,200 円
113,200 円
39,000 円
39,000 円
65,000 円
135,800 円
24,400 円
24,400 円
40,700 円
84,900 円
29,300 円
29,300 円
48,800 円
101,900 円
10,300 円
10,300 円
17,200 円
35,900 円

に改め、別表4 9の表プール・

1,800 円
1,800 円
3,100 円
6,400 円
1,600 円
1,600 円
2,700 円
5,600 円

」

2,100 円
2,100 円
3,400 円
7,200 円
1,800 円
1,800 円
3,000 円
6,300 円

」

浴室の項中

「

700 円
500 円
400 円
500 円
3,500 円
2,500 円
2,000 円
2,500 円

」

「

800 円
570 円
460 円
570 円
4,000 円
2,900 円
2,300 円
2,900 円

」

を

に改め、同表プールの項中

「

400 円
100 円
2,000 円
500 円

」

「

460 円
110 円
2,300 円
550 円

」

を

に改め、同表浴室の項中

「

500 円

「

570 円

500 円
400 円
400 円
2,500 円
2,500 円
2,000 円
2,000 円

を

570 円
460 円
460 円
2,900 円
2,900 円
2,300 円
2,300 円

に改め、別表4 10の表ガラ

」

」

スのピラミッドの項中

「

2,500 円
3,100 円
3,800 円
7,600 円
3,500 円
4,400 円
5,300 円
10,600 円
5,500 円
6,900 円
8,300 円
16,600 円
4,500 円
5,600 円
6,800 円
13,600 円

を

「

2,800 円
3,500 円
4,300 円
8,500 円
3,900 円
4,900 円
6,000 円
11,900 円
6,200 円
7,800 円
9,300 円
18,700 円
5,100 円
6,300 円
7,600 円
15,300 円

に改め、同表自転車の項中

」

」

「

普通車	1台につき最初の使用2時間まで	200円
	1台につき最初の使用2時間後1時間までごとに	100円
特殊車	1台につき最初の使用2時間まで	300円
	1台につき最初の使用2時間後1時間までごとに	150円

を

」

「

普通車	1台1時間につき	100円
特殊車	1台1時間につき	150円

に改め、

」

別表4 11の表中

「

1,700円
2,000円
2,600円
5,200円
770円
2,130円
2,930円

を

「

1,900円
2,400円
2,900円
5,700円
860円
2,370円
3,270円

に、「530円」を「590円」に、

」

」

「1,460円」を「1,630円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「390円」を「430円」に、「1,070円」を「1,190円」に、「1,470円」を「1,640円」に改め、別表4 12の表中

1,200 円		1,300 円
1,200 円		1,300 円
640 円		700 円
390 円		430 円
4,800 円		5,300 円
1,200 円		1,300 円
390 円		430 円
320 円	を	350 円
300 円		330 円
150 円		160 円
210 円		230 円
1,500 円		1,650 円
750 円		800 円
1,050 円		1,150 円

に改める。

(札幌市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市都市公園条例の一部を改正する条例(令和6年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表4 10 モエレ沼公園の表の改正規定中

自 転 車	普通車	1台につき最初の 使用2時間まで	200 円	(1) 小学校入学前の者及び 高齢者は、無料とする。
-------	-----	---------------------	-------	-------------------------------

を

自 転 車	普通車	1台1時間につき	100 円	(1) 小学校入学前の者及び 高齢者は、無料とする。
-------	-----	----------	-------	-------------------------------

特殊車	1台1時間につき	150円	(2) 使用時間が単位時間に満たない場合であつても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
-----	----------	------	--

」

に、

「

15,000円
15,000円
11,700円
25,800円
26,700円
37,500円
3,900円

を

「

16,500円
16,500円
12,900円
28,500円
29,500円
41,400円
4,300円

に、

」

」

「

7,400円
7,400円
5,700円
12,900円
13,100円
18,600円
1,900円

を

「

8,200円
8,200円
6,300円
14,200円
14,400円
20,500円
2,100円

に、

」

」

「

3,000円
1,500円
1,700円
1,700円

「

3,300円
1,700円
1,900円
1,900円

1,140 円		1,300 円
3,400 円		3,800 円
2,840 円	を	3,100 円
4,540 円		5,000 円
3,400 円		3,800 円
3,400 円		3,800 円
2,280 円		2,600 円
6,800 円		7,600 円
5,680 円		6,200 円
9,080 円		10,000 円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中札幌市都市公園条例第 3 条第 2 号及び別表 1 の改正規定並びに第 2 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中札幌市都市公園条例別表 4 6 の表の改正規定（野外美術館の項及び屋内美術館の項に係る部分を除く。）及び別表 4 8 の表の改正規定並びに附則第 4 項の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の札幌市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表 4 1 の表、別表 4 4 の表、別表 4 7 の表、別表 4 9 の表、別表 4 10 の表及び別表 4 12 の表の規定は、施行日以後の同条例第 16 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、施行日以前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表 4 6 の表野外美術館の項若しくは屋内美術館の項又は別表 4 11 の表の規定は、それぞれ施行日以後の観覧又は施行日以後に申

請する使用に係る使用料について適用し、施行日前の観覧及び施行日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例別表4 6の表(野外美術館の項及び屋内美術館の項を除く。)及び別表4 8の表の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

都市公園における有料公園施設の使用料を現状の経常経費等を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。